

**犯罪被害者等支援条例(案)の概要に対する
意見内容及び市の考え方について**

●提出された意見 3人3件

	意見	市の考え方
1	他市で施行されているが、三原市でまだ施行されていない事例があることに驚いた。良いことは積極的に進めるべきだ。 被害者の二次被害は市民の発言による可能性が大きく、一人一人が責任を持って発言する必要がある。噂が拡散するので、自分が確認できない情報は無責任に拡散しないよう気をつけたい。	条例は令和7年4月1日施行を予定しており、その中で啓発活動の推進について規定し、市民等に対し二次被害の防止等にかかる啓発を推進してまいります。
2	人口減少の課題解決や市長が掲げる「元気でやさしいまち」に向けて、重要な条例であると感じた。 全国的に治安維持に取り組む自治体が増え、特に大都市では進んでいるが、地方では遅れていると感じる。犯罪被害者の精神的ショックは地域に関わらず大きいと、ぜひ進めていただきたい。 実際に、近しい人が事件の被害に遭い、精神的ショックから日常生活に影響が出ている。被害者は経済的に弁護士依頼が難しく、非常に辛い思いをしている。 このような際に市が経済的・精神的にサポートできる環境を整えば、地元で安心して過ごせると感じる。	「被害者の経済的・精神的サポート」については、国・県との役割分担の中で、市民が安心してらせるよう、条例に基づく各種支援制度を検討してまいります。
3	以前犯罪被害者となった際、警察、市役所、司法書士会、社会福祉協議会からアドバイスや対応方法について指導を受け、大変助かった。その後、弁護士にも相談して今後の方向性等について指導を受けた。 しかし、加害者から再度近隣トラブルを起こされ悩んでいる。 三原市に犯罪被害者等支援条例が施行されることで、噂話で苦しむ人が減り、配慮に欠けた対応が少なくなり、誰もが安心、安全に暮らせるまちづくりが実現できればと思う。 令和5年6月に市に設置された「地域共生センター」は非常に良い制度であると感じている。 修復的司法は、地域の人々などの関係者による対話を通じて、犯罪や紛争による害を修復し、再犯防止や被害の低減を目指す司法の考え方である。当事者同士が気持ちを伝え合うことで、精神的な回復や加害者の再犯率減少に繋がるのではないかと考える。	犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、また犯罪被害者等が置かれている状況や生活の平穏への配慮等を、市民等および事業者が理解を深めるための啓発活動に努めてまいります。 また、地域共生センターなど関係機関とも連携し、必要な支援の実施に努めてまいります。

●その他の意見 1人1件

今回のパブリックコメント募集の主旨とは直接関連のない意見と思われますが、この度の貴重なご意見については、その内容に関連する課へお伝えさせていただきます。